

平成26年度教育委員会定例会会議録

【日時】 平成26年8月25日（月）

【開会】 14時00分

【閉会】 17時00分

【場所】 教育文化会館 第6会議室

【出席委員】

委員長 峪 正人

委員 濱谷 由美子

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

教育長 渡邊 直美

【欠席委員】

委員 吉崎 静夫

【出席職員】

総務部長 原田

総務部担当部長 小田嶋

教育環境整備推進室長 丹野

中学校給食推進室長 望月

生涯学習部長 渡部

庶務課長 小椋

企画課長 野本

庶務課担当課長 田中

教育環境整備推進室担当課長 鈴木

中学校給食推進室担当課長 森

中学校給食推進室担当課長 北村

健康教育課担当課長 邊見

生涯学習推進課長 五十嵐

担当係長 外山

書記 齋藤

【署名人】

委員 高橋 陽子

委員 中本 賢

1 開会宣言

【峪委員長】

ただいまから教育委員会定例会を開会いたします。本日は、吉崎委員が所用により欠席でございますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第13条第2項に定める定足数に達しておりますので、会議は成立しております。

2 開催時間

【峪委員長】

本日の会期は、14時00分から16時30分までといたします。

3 傍聴（傍聴者 19名）

【峪委員長】

本日は傍聴の申し出がございますので、川崎市教育委員会会議規則第13条により、許可することに異議はございませんでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

異議なしとして傍聴を許可します。以後、会議中に傍聴の申し出がございましたら、同様に許可することよろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

4 非公開案件

【峪委員長】

本日の日程は配布のとおりでございますが、次の案件につきましては、これから申し上げます理由により、非公開の案件かと思っておりますので、お諮りいたします。

報告事項 No.8 は、特定の個人が識別されうる氏名等の内容が含まれており、公開するこ

とにより個人のプライバシーを侵害する恐れがあるため、

報告事項 No.7、報告事項 No.9、報告事項 No.10及び報告事項 No.11は、議会への報告及び議決案件で、これから議会に提案する案件であり、意思決定過程にあるもので、公開することにより、公正又は適正な意思決定に支障を生ずる恐れがあるため、

これらの案件を非公開とすることによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

5 署名人

【峪委員長】

本日の会議録署名人は、「川崎市教育委員会会議規則第15条」により、高橋委員と中本委員をお願いいたします。

6 報告事項 I

報告事項 No. 1 請願第6号（「全国学力・学習状況調査の活用について」の見直しを求める請願）の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長お願いいたします。

【庶務課担当課長】

教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第6号読上げー

本日の教育委員会では、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと思います。

また、請願者より意見陳述をする旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また認める場合には何分ほどにするか、審議いただきたいと思います。

【峪委員長】

ただ今、報告のありました請願第6号の取り扱いにつきましては今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

また請願の意見陳述についてでございますが、これを認めて、その時間については10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

報告事項 No. 2 請願第7号（市立高校教科書の採択で、実教出版「高校日本史A」を選定した橘高校（全）・高津高校（定）に再考を求めた「決定」を撤回し、選定通りの教科書を採択することを求める請願）の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長お願いいたします。

【庶務課担当課長】

引き続き教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、先ほどと同様、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第7号読上げー

本日の教育委員会では、先ほどと同様、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと思います。

また、請願者より意見陳述をする旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また認める場合には何分ほどにするか、審議いただきたいと思います。

【峪委員長】

ただ今、報告のありました請願第7号の取り扱いにつきましては今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

また請願の意見陳述についてでございますが、これを認めて、その時間については10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

報告事項 No. 3 請願第8号（平成27年度使用高等学校教科用図書について現場の意向を撤回するように求めた具体的な根拠を明らかにすることを求める請願）の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長お願いいたします。

【庶務課担当課長】

引き続き教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、先ほどと同様、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第8号読上げー

本日の教育委員会では、先ほどと同様、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと存じます。

また、請願者より意見陳述をする旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また認める場合には何分ほどにするか、審議いただきたいと思っております。

【峪委員長】

同様に、ただ今、報告のありました請願第8号の取り扱いにつきましては今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

また請願の意見陳述についてでございますが、これを認めて、その時間については10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

報告事項 No. 4 請願第9号（特定教科書選定を排除し、「再考」を指示したことを取り消し、日本史教科書採択の審議を再度することを求める請願）の報告について

【峪委員長】

庶務課担当課長お願いいたします。

【庶務課担当課長】

こちらも、教育委員会あての請願を受け付けましたので御報告いたします。はじめに、先ほどと同様、書記より読み上げさせていただきます。

ー請願第9号読上げー

本日の教育委員会では、先ほどと同様、請願の取り扱いについて御協議いただきたいと思います。

また、請願者より意見陳述をする旨の申し出がございましたので、意見陳述の可否について、また認める場合には何分ほどにするか、審議いただきたいと思います。

【峪委員長】

同様に、ただ今、報告のありました請願第8号の取り扱いにつきましては今後審議していくということによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

また請願の意見陳述についてでございますが、これを認めて、その時間については10分程度ということではいかがでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、そのように決定いたします。

7 請願審議

請願第5号 中学校給食を自校調理方式で実施する学校を増やすことを求める請願について

8 議事事項Ⅰ

議案第43号 川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）について

【峪委員長】

続きまして、請願第5号 中学校給食を自校調理方式で実施する学校を増やすことを求める請願について につきましては、本日の議事日程にあります、議案第43号 川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）について と関連する内容でございますので、一括して審査したいと思いますのですが、それによろしいでしょうか。

【各委員】

<了承>

【峪委員長】

それでは、一括して審査いたします。

請願第5号につきましては、請願者の方が陳述を希望されていますので、お願いをしたいと

思います。ただいまからおよそ 10 分程度でお願いします。

【請願者】

どうも陳述の機会を与えていただきまして、ありがとうございます。代表の櫻井が今日都合で来れませんので、実行委員会の市古が代わりに陳述させていただきます。資料として、私たちの調査報告をお配りしましたのでご覧ください。まず、私たちは今回の素案たたき台で、1 万食程度のセンター方式を実施するというのに、ちょっと心配をしております。1 万食規模の給食センターというのは、多分先進例では千葉市だと思います。私たちも 5 月に調査をしてまいりました。千葉市の教育委員会の方やセンターの職員の皆さんが必死の努力をされていることは十分にわかりますが、このようなセンター給食を川崎市がお手本とするとすれば、私たちが川崎ですっと長く待っていた中学校給食の期待には応えられないのではないかと大変心配しています。心配している理由は 3 つあります。第 1 番目に、栄養士の配置が個々の学校にはセンター方式では行われず、そのことによって大切な活きた食育が推進できないということです。栄養士さんはセンターに配置されているだけで、千葉市は年に 1 回各学校に出向いて、10 分間食育に関して話をするだけでした。あとは学校に任せ、学級担任や給食指導主任が指導されているわけですが、やはり大変指導が難しいというのが現実ではないでしょうか。心配の 2 点目は、除去食などのアレルギー対応ができないということです。千葉市では、アレルギー対応の除去食は実施していません。数千食を一気に作って保温食缶に入れて配送するやり方では、学校ごとの 1 名から数名への対応は無理だということです。一方千葉市の小学校は、自校方式で栄養士が全校に配置されていたので、きめ細かにアレルギーにも対応して除去食を 2 種類作っているということでした。前回教育委員会を傍聴しまして、卵を除去した除去食の論議がありましたが、小学校で家庭や担任の先生との連絡を取っている実践報告がされていました。あの話はやはり、小学校に栄養士さんがいるということが要なんじゃないだろうか、センターの場合はいないという点が本当に心配です。心配の 3 点目は最後ですが、大量生産方式では調理法やメニューの工夫にも限界があるなということです。これだけの食数を作るとなると、特に主菜になるものは冷凍食品が中心になっていました。フライやナゲットなどの揚げ物、オムレツ、春巻、ハンバーグ、厚焼き玉子、冷凍食品です。数千食を作るとなると、今度はメニューのほうも限界があります。パンやご飯は別のところで配送していますので、ご飯を調理する、子どもたちが好きな炒めご飯とかそういうものは、特別な月 1 回しかできないと、センターで特別に作るわけです。ほとんどは白ご飯や白パンになっていたということです。ただ私たちは川崎市の今回の方向は、千葉市とは決定的に違うと思っております。そこに可能性を見出しております。決定的な違いは 2 点あると思うんですね。第 1 点は、この教育委員会の論議の中でも繰り返されていますが、川崎でも最も望ましい方式は自校調理方式ではないかということを論議してきたことだと思います。2 点目は、その結果川崎では、オールセンター方式ではなくて、数校ではありますが自校調理方式で実施す

ることになったということだと思います。そのことによって、自校調理方式の良さ、食育の推進やアレルギー対応ができる、レベルの高い給食が数校で実施されることになります。そして同じ中学校給食であるならば、センター給食をできるだけ自校調理のレベルに近づけるといっても、当然センター給食の学校の保護者や中学生は要求すると思うんです。また教育委員会としても、平等性という点からはその要求に応えることが当然の責務にあると思います。以上をもとにして、私たちは今回、夏に45校の中学校の調査を行いました。中学校給食推進室の方にも大変協力いただき、感謝しております。まず川崎市が行った市教委の調査なんですが、それは多分2点のポイントだと思うんですね、2016年度にスタートした場合に空き地や空き教室があるか、もう1点は配膳室をどのように配置するか、その点が主な調査だったと思います。その結論として、運動場をつぶさなきゃいけないから残念ながら多くはできないんだということになったわけですね。で、私たちはやっぱり自分の目でそれを確かめてみようということで、2016年度に本当にスタートできないかどうか、それが1点目です。2点目は2017年度以降でも可能性がある場合には、やってもいいんじゃないかと、そういう目で調べたところ、そこにイニシャルで書いてありますが、9校の可能性を私たちは考えております。その学校には、私たち実際に校長先生宛に調査の御礼と私たちの提案を手紙で送っております。具体的なお話なんですが、まず1番目の視点は、校庭ではない場所に空き地があったということです。調査の中ではイニシャルですが、臨港中なんですけれども、保育園の施設が8月まで仮の住まいをしているんですね、愛泉ホームです。そこがどきますので、構内の保育園施設がそのまま空き地になる、これはやっぱり学校としてはいろいろな使い方をしたいんでしょうが、ぜひ合意できる方向ではないかというのが1番目の学校です。2番目は中原区の住吉中なんですけれども、これはD中ということです。校舎の左側にこのような緑の空き地がありまして、運動場には使っていません。広い場所です。ただこの学校の校長先生からは、「うちは武道場がないんだ、先に武道場だ」と言ってらっしゃるので、武道場と給食施設を数年後に合築したらいいんじゃないかと思いました。それ以外にも、これは川崎区の田島中ですが、校舎の道路脇のところに広い空き地がありました。ここも十分な広さだなど、目測ですけれどもそう考えています。視点の2番目ですが、数年後に生徒増があつて敷地内に教室を増築しなければならない、そういう点で給食室をその際に合わせて作ることが可能な学校があるということです。これは大師中の写真なんですけど、大師中は隣に500戸のマンションができて、急増するんですね、でせっかく作ったこの素晴らしいテニスコートを学校としては大変つらいんだけど潰すと、そうすれば潰して教室を作るだけじゃプラスにならないので、私たちはぜひ1階に給食室を作って、2階3階で普通教室を増築したらどうかと、まあもちろん合意したわけではないんですが提案をしています。これが視点の2番目で、こういう学校が他にもあるんじゃないかと、10年間を見通せば。3番目は、平屋の特別教室があつて大変老朽化してしまつて、2階建てにすれば十分活用できる、これは川崎区の渡田中学校の様子なんですけど、斜交い（はすかい）もかかっているように大変古い特別教室なんです

ね、木工金工室です。これが1階なんで2階以上は空いているんです、十分なスペースがあります。ここを数年後に、まあ5年後6年後かもしれませんやってみれば、十分調理施設ができるのではないかと考えています。そんなことで9校を挙げたわけですが、別に私たちはその学校に要求するというわけではなくて、私たちの調査の狙いは、私たちが学校建設をするわけではありませんので、あくまでも教育環境として給食調理施設を作ることが教育施設を充実するんだと、食育のセンターができるんだということで、ぜひ可能性をあきらめないでもらいたいということです。教育委員会の皆さんや学校管理職の皆さんに、私たちのつたない調査ですがこれを参考にしまして、自校調理施設を作る可能性はないかということを経験していただければ、今回はダメだとしてももっとも可能性はあるんじゃないかと思っております。最後に、そういうことで長期計画の中で、自校調理方式の良さを活かした給食を推進していただきたいということです。先ほども言いましたように、自校調理方式ができない理由は敷地の困難、経済性もあると思いますが、敷地困難が第一でした。実際に目で見まして、2016年度に完全給食を実施するのは無理だなというような学校が大半だったことは確かです、それは十分わかります。でも、最初に述べたようにセンター方式だけでは川崎市の中学校の基本方針、食育の推進やそういう点を含めて安心・安全の点でも多くの心配があるんです。2016年度では自校調理方式のレベルに近づくようなセンター方式、千葉よりもっといいセンター方式を実施していただきたいし、2017年度以降に学校施設の改修とか改築とかでチャンスがあれば、ぜひ自校調理をやってみないかという合意をつくる方向で、もう2016年度でストップだよというのではなく、検討していただきたいと思っております。よろしくご審議ください。よろしくお願いたします。

【峪委員長】

それでは、次に、請願第5号及び議案第43号について、事務局からの説明をお願いします。

【中学校給食推進室担当課長】

それでは、請願第5号「中学校給食を自校調理方式で実施する学校を増やすことを求める請願」及び議案第43号「中学校完全給食実施方針（素案）」について、ご説明いたします。

中学校完全給食実施に向けた検討につきましては、これまで、中学校給食推進会議、同検討部会、中学校給食推進連絡協議会、教育委員会会議などにおきまして、幅広く検討を重ねてまいりました。また、これらの会議の資料や会議録につきましては、逐一、本市ホームページに掲載し、5月には「中間取りまとめ」を公表するなど、広く市民の皆様に周知を図ってきたところでございます。

議案第43号「中学校完全給食実施方針（素案）」については、前回お示しいたしました「中学校完全給食実施方針（素案）」の「たたき台案」につきまして、この間、関係者の皆

様から様々なご意見をいただき、「実施方針」の（素案）として取りまとめましたので、本会議にて、ご提案させていただくものでございます。本教育委員会会議でご決定いただいた後、広く市民の皆様にご公表し、パブリックコメントや保護者説明会などで、実施方針策定に向け、ご意見を伺ってまいります。

それでは、請願及び議案共通資料の「川崎市立中学校完全給食実施方針（素案）」について、ご説明させていただきます。

表紙をおめくりいただき、1ページをご覧ください。「はじめに」でございますが、文言の修正等はございましたが、主要な内容についての変更はございません。実施方針策定に至る経緯等について、まとめております。

次に、1枚おめくりいただき、2ページ、「1 学校給食を活用した食育の推進」でございます。この項につきましても、文言の修正等はございましたが、主要な内容についての変更はございません。次の3ページの5行目以降でございますが、本市教育委員会では、「学校における食に関する指導プラン」を策定し、各学校では、このプランに基づき、「食に関する指導の年間計画」を作成し、食育推進に取り組んでいるところでございますが、中学校完全給食の実施においては、3ページ中段の枠内の○印に掲げる、4つの食育の推進に取り組んでまいります。

次に、3ページの下段、「2 中学校完全給食の喫食形態」でございます。この項につきましては、1段落目に、昨年12月に実施いたしました「中学校における昼食についてのアンケート」の結果から、これまでの食育の取組みの成果の表れについて考察した内容を追加しております。その他については、大きな変更はございません。次の4ページの5行目以降でございますが、中学校給食実施にあたっては、全員喫食を原則とすること、食物アレルギーを有する生徒等については、一定の除去等の配慮をしていくこと、給食での対応が困難な場合には弁当の持参をお願いすることについて、まとめております。

次に、4ページ下段、「3 安全・安心・良質な食材の確保について」でございます。この項につきましては、2ないし4行目に、学校給食会の安全・安心な食材確保のための取組みについて追記いたしました。その他については、大きな変更はございません。安全・安心・良質な食材を確保するため、小学校給食で実績のある（公益財団法人）川崎市学校給食会を活用してまいります。

次に、5ページ、「中学校完全給食の食器の形態等」でございます。この項についての大きな変更はございません。食事マナーや共同作業による食育という観点から、食器の形態については、小学校給食と同様のセパレート型の食器とすること等でございます。

次に、5ページ下段、「5 中学校完全給食の実施手法等」でございます。（1）の「実施手法」について、でございますが、主要な内容に大きな変更はございませんが、1段落目から4段落目にかけて、本市での「自校方式」、「小中・親子方式」又は「中中・親子方式」の実施を困難とする理由について追加しております。国の衛生管理基準では、学校給食の調理場は、二次汚染防止の観点から、「汚染作業区域」「非汚染作業区域」「その他の区

域」に部屋単位で区分することなど、十分な広さと規模が必要となりますが、5 ページ下から 5 行目以降でございますが、本市では、多くの学校でこのような十分なスペースの確保が困難であり、運動場に調理場を設置するか、大規模な改修工事が必要となり、教育環境への影響が大きくなるなど、困難と考えるところでございます。次の、6 ページの 2 行目以降でございますが、したがって、本市の中学校給食は、限られた市有地を最大限に活用して、センター方式により調理場を 3 ヶ所整備するとともに、学校との調整も踏まえ、小学校との合築校である東橋中学校及びはるひ野中学校においては、合築校舎内の調理場を活用し、教育活動に支障を及ぼさない、犬蔵中学校及び中野島中学校においては、同校の敷地内に調理場を設置することにより、生徒数の推計に基づく食数約 3 万 3 千食(全 52 校)を確保いたします。なお、5 月の「中間取りまとめ」の際に、自校敷地内への調理場設置の可能性について、学校との要調整校とした「犬蔵中学校」「中野島中学校」及び「南菅中学校」の 3 校のうち、「犬蔵中学校」及び「中野島中学校」については、教育活動に支障を及ぼさない範囲で自校内に調理場が設置ができるものと考えておりますが、「南菅中学校」については、検討したスペースが、現在、教育活動で常時活用されており、教育活動に大きな支障が生ずるとのことでしたので、同校は、センター方式により、中学校給食を実施することとしたところでございます。

また、6 ページ上段の表でございますが、学校給食センター3 ヶ所の「位置」等の情報について掲載しております。

- (仮称) 南部学校給食センターは、幸区南幸町の「南部市場北側用地」約 8,700 m²、1 日あたりの調理能力は約 1 万 5 千食、想定配送エリアは「川崎区・幸区・高津区・宮前区」
- (仮称) 中部学校給食センターは、中原区上平間の「平間配水所上平間管理公舎用地」約 7,200 m²、1 日あたりの調理能力は約 1 万食、想定配送エリアは「中原区・高津区・宮前区・多摩区」
- (仮称) 北部学校給食センターは、麻生区栗木の「マイコンシティ事業用地(関連施設地区)」、約 2,700 m²、1 日あたりの調理能力は約 6 千食、想定配送エリアは「多摩区・麻生区」

の予定でございます。

次に、7 ページ、(2)の「民間活力を活かした効率的な手法」でございます。この項については、変更ございません。民設民営方式については、事業者による市内事業用地の確保が困難であること、事業者による資金調達も極めて困難と考えられること、ハード面も含め「安全・安心」という観点からの市によるモニタリング機能が働きづらいこと等の課題があることから、本市の中学校完全給食の実施手法としては、困難であるものと考えます。給食センターの整備・運営に係る、民間活力を活かした効率的な手法については、現在実施している事業手法検討調査を踏まえ、「PFI 方式」や「公設民営方式」を基本として検討を進め、本実施方針と併せ決定してまいります。

次に、7ページ下段の「6 中学校完全給食の開始時期」でございます。この項については、変更ございません。多くの市民の皆様から、中学校完全給食の早期実現が望まれていることから、平成28年度中に全校において完全給食を実施いたします。

次に、8ページ、「7 中学校給食の給食費の額」でございます。この項についての変更はございません。給食費の額については、中学生の学校給食摂取基準や本市の小学校・特別支援学校の給食費の額、他都市の状況、社会経済情勢等を総合的に勘案し、今後、献立の内容と併せ決定してまいります。

最後に、8ページ下段、「8 今後のスケジュール等」でございますが、この項についての変更はございません。平成26年9月以降、パブリックコメント・保護者説明会等を経て、本年11月までに、中学校完全給食実施方針を決定し、平成28年度中の中学校完全給食の全校実施を目指します。なお、「調理から喫食までの安全確保」、「給食実施に係る配膳・運搬の方法」、「本市の特色を生かした給食」や「給食時間の在り方」などの課題については、引き続き検討を進めてまいります。

資料の後に、参考資料を1から3まで添付いたしましたので、後ほどご参照願います。

資料の説明は以上でございますが、請願第5号の請願項目につきまして、改めまして事務局の考え方について、でございますが、中学校給食については、昨年の11月に基本方針を本委員会会議で決定し、早期実施を目指し、これまで本会議を含め、中学校給食推進会議や同検討部会、中学校給食推進連絡協議会などにおいて検討してきたところでございます。資料でお示しいたしました「実施方針（素案）」決定後は、パブリックコメント等で様々なご意見をいただき、それを踏まえた上で、11月までに実施方針を策定する予定でございます。

請願項目1「食育基本法、学校教育法、川崎市教育委員会の「中学校給食の基本方針」に基づき、レベルの高い中学校給食実施のための検討を続けてください」については、中学校給食にレベルの高い・低いがあるのかどうか、個人の主観に大きく左右されるものと考えますが、より効率的・より効果的な中学校完全給食の実現に向け、検討を続けまいりたいと考えております。

次に、請願項目2「中学校給食を自校調理方式で実施する学校をさらに増やすための検討を続けてください」については、国の衛生管理基準では、学校給食の調理場は、二次汚染防止の観点から、「汚染作業区域」「非汚染作業区域」「その他の区域」に部屋単位で区分することなど、十分な広さと規模が必要となります。本市立中学校において、自校方式により調理場を設置するとすると、多くの学校で衛生管理可能な十分なスペースの確保等が困難な状況であるため、結果として運動場に調理場を整備するか、又は大規模な改修を行わざるを得ません。その結果、児童生徒の活動場所が非常に制限されることとなり、教育環境への影響がとてま大きくなるとともに、センター方式等と比べ多くの費用を要することが見込まれるなど、本市においては困難な状況にあると考えます。したがって、本市の中学校給食は、限られた市有地を最大限に活用して、センター方式により調理場を3ヶ

所整備するとともに、学校との調整も踏まえ、小学校との合築校である東橋中学校及びはるひ野中学校においては、合築校舎内の調理場を活用し、さらに、昨年 1 月から 3 月までに実施した市立中学校の配膳室等整備事前調査の結果に基づき、自校調理場の設置が全校困難な中で、その可能性について要調整とした 3 校と調整を行った結果、教育活動に支障を及ぼさない、犬蔵中学校及び中野島中学校の 2 校においては、同校の敷地内に調理場を設置することにより、生徒数の推計に基づく食数約 3 万 3 千食を確保する「素案」を取りまとめたところでございます。

説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

【峪委員長】

はい。ただいま請願第 5 号を受けまして、実際に 10 分間の陳述をいただきました。請願者の皆さまには、足を運んで実地で調べていただいたご熱意に感謝を申し上げます。それとあわせまして、いよいよ素案がこのように示されましたので、この両方を考えながら素案の審議に入りたいと思います。それではご質問等ございますでしょうか。

それではご意見ありますでしょうか。

【濱谷委員】

請願の中に「レベルの高い学校給食」ということで出ておりましたけれども、学校給食をやる上でレベルが高いとか低いとかということではなくて、学校給食を基にして食育をきちんとやっていけるかどうかということが大本かなというふうに思います。それから高い低いではないんですけど、例えばみんなが温かいスープがついているとか、レストランで食べるような高級なお料理がレベルが高いのではなくて、学校給食というのは全員の生徒が同じものを同じ食缶からよそってみんなで分け合って、温かいものをおいしいねと顔を見合わせながら食べるということから食育がスタートするかなと思いますので、そこところがきちっとできるような学校給食をまず目指していただきたいなというふうに。お弁当で運んできたお弁当が冷たいとかそういうのではなくて、あるいは家から持ってくるお弁当もなかなか煮物やスープやそんなものはなかなか持って来れませんし、そういう部分で、温かいスープがあり煮物がありサラダやなんかは多少冷たい状況で出せたりというきちっとした食事形態のものが出せて、あと主食があり主菜があり副菜がありという必ず野菜の料理もきちっと出せるという、お弁当ではなかなか野菜の料理とか付け合わせが難しく、何校か見せていただいたときにも、ほとんどの中にはプチトマトが最近はいつでも出回るのも他のものと混じっていてもおつゆが入ったりこぼれたりということがないので、ほとんどの子にプチトマトが入っていました。それが野菜の 1 つかなという感じで入ってきている、そういう状況の中でもうちょっと野菜をいろいろなものを使って、多分学校給食できちっとできれば作れると思いますので、そういうのが私は学校給食としてレベルの高い、で同じものを食べているときに指導がきちっと、みんなが口にしてのものについ

で指導していただければ頭にスッと心にスッと入っていく、そういうことが一番かなというふうに思いますので、レベルの高い低いというところについては、わたしはきちっとした学校給食が出れば、特にお弁当方式でなく食缶方式で出るということが望ましいかなと思っています。

【峪委員長】

委員のお話でいきますと、基本的な給食の目的目標に関したことですか、3ページから4ページにかけて全員喫食の良さということについてお話があったかと思います。

【中本委員】

まあ長く給食のことは考えてきました。様々な学校へ視察に出たり、学校の先生方がどのように考えを持ってらっしゃるのかとか、できる範囲で僕も個人でいろいろな調査をしてきました。

で、やはり自校調理方式がいいんだなというのは、多角的に考えると利点も多く何とかできないかと、委員会の中でずっと意見を言い続けてきました。そして、現状の環境の中でできる状況の中の何校かやっつけようという、今回の基本方針の素案にまとまる形になりました。これは、ある意味多くの方々の気持ちを代弁できたのではないかなと思っています。

で、やっぱり核になるのは、これまでできなかった食育という新しい分野を、中学校給食でどのように展開できるかというのが僕の個人のテーマでした。様々ないろいろな地域で行われている食育の現場を見てきて、大きな枠組みの中でやる食育ではない食育の良さ、それはクラス単位であったり教師であったり、もしかしたら小さな班ごとかもしれないという現場現場で生まれている食育の良さを、仕組みとして作らなければいけないかと、それは実感としてすごく強く思うようになりました。

それは、自校方式でないとできないのか、センター方式だと不可能なのかというと、それは定かではない。センター方式でもできる範囲のことはたくさんありますし、またそれは未知数です。食育をどのように展開していくかというのも、おそらく現場の先生、まあ僕らも現場に一生懸命通いながら先生と相談しながら考えますが、川崎らしさというのはセンター方式の給食の形だからできないということではないような気がしています。

それと、自校方式についてはここまで10ヶ月以上かけて議論を重ねてたどり着いてますので、私個人の意見としては気持ちは十分わかりますが、実施方針（素案）がこれまで議論を重ねてきた「まとめ」となるものだと思います。

【高橋委員】

私は子どもがまだ小学校に行っていたりして。ちょうど今日から夏休みが終わってスタートしたと、その間はお弁当をわくわくプラザに持っていったというような状況の中で、夏

はいろいろな面で心配だなということを実感しながら、今日を迎えております。本当にか
なりの短期間の中で担当の皆さま、また今日陳述をいただいた皆さま、本当に積極的にた
くさんの方たちのご意見をいただいた中で、それぞれの立場で慎重に素案まで議論してし
っかりと素案ができてきたなという印象を受けてまして、今後というのは基本方針をしっ
かりとぶらさずに進めていく必要があるなというふうに思っています。そしてこれまでの
プロセスの中においては、多方面にわたってできるだけこの基本方針に則って「子どもた
ちのために」というのを外さずに大前提として議論が進めてこれたというふうに感じてい
ます。できる限りのことを最大限にやっつての素案が出てきたなという感想を受けていて、
やれる最大限のことが結果として出てきたなという、非常に素晴らしいものができたと思
っています。今後においては、いろいろな教育環境をしっかり大事にした上で選択し
なきゃいけないという非常に苦しい面もありますが、そこでこの素案にはセンター方式 3
ヶ所、そしてできる限りの自校ということが出てきていますが、基本方針の「安心・安全・
食育」というところも、まあ温かいとかいろいろありますが、例えばセンター方式で振り
返ってみて本当に印象的だったのが、甲府に行ったときの二重食缶とか、私どもの時代と
はうってかわって、こんなに「熱っ」っていうものがセンターから運ばれてくるんだとい
う感動ですね、まず、というのと逆に冷たいものはとても冷たく運ばれてきました、とい
うリアルな体験と、あと子どもたちの保護者に行ったアンケートがあったかと思うんです
が、一方で子どもたちの気持ちというのが、温かいという食事だけでなく気持ちを希望
しているような結果の答えが項目の中であつたかなと思ってまして、そのあたりをしっ
かり基本方針の中でぶらさずにできる限りのこと、これは私はセンターの 3 ヶ所というも
時代の流れと技術の素晴らしさで気持ちを伝えていくことはできるんじゃないかなと今
段階では思っていますし、心配ごとがまた課題ということで挙がっておりますけれども、
このあたりもまだまだこの後の環境整備のところの努力とともにクリアしていけるところ
はクリアしていくというところで、現在の素案は素晴らしいものができあがっていると思
います。また最後、例えば食器の部分においてもセパレートで、と今言っていて細かい話
なんですけど「マイ箸」というのが入っているのがすごいいいなと、家族のやり取りとい
ったところを大事に、マイ箸を取り入れるということも、アイデアとして素晴らしいなと思
つていまして、現在の素案はとても素晴らしいものであると認識しております。

【峪委員長】

よろしいでしょうか。先件のたたき台に続いてのことをございますので、ほぼ皆さまの意
見は前回同様かと思えます。ほかに、質疑、意見等がなければ採決に入りたいと思えます。
まず、議案第 4 3 号に対する結論を得たのちに、請願の取扱いに入りたいと思えます。そ
れでは、議案第 4 3 号について原案のとおり可決してよろしいでしょうか。

【各委員】

<可決>

【峪委員長】

それでは原案のとおり可決いたします。

続きまして、請願第5号の取扱いについてご意見をください。先ほどご意見がありましたけれども、「質の高い」とか「レベルの高い」ということ、これについてはお二人の方から、このセンター方式であってもこれからの工夫でこれが達成されていく中身であるということが主に話されていたかと思います。

【濱谷委員】

あともう1つ、アレルギーについても単独校のほうが対応できるのではないかというようなご意見も出されていたかと思うんですけども、単独校で300食の中に2種類3種類ぐらいの1人2人というアレルギーの対応は、本当に1人分を取って何とかしなければいけないということになりますので、センターで何千食のコースの中で各学校にここで1名、ここで2名とかというまとめると十数名という食数であれば、きちっと取り分けて調理も可能かなというふうに。単独校ですと、300食とか400食では調理員さんが3名とかそういう状況ですべてをやるわけですので、なかなか対応が今現在の小学校でも難しいのがいっぱいあるんですけど、その部分は他の地域でもセンター方式のほうがきちっと分けて、この学校の1食分として作るのではなく、何十食分を作ったところから1人ずつにふたのできるきちっとした入れ物に入れて、卵アレルギーの子どもがいる学校にはこれ、という感じで分けて持っていったりしていますので、そういう面では逆にやりやすいというか、きちっとできるかなと。すべてのものに対応は絶対不可能だと思います。ですから、どうしてもこれとこれといろいろ複数あってというお子さんを持ってこなきゃいけない日もあるかと思いますが、ある程度の部分については除去食が割と可能にできるかなというふうに私は思いました。

【峪委員長】

はい。アレルギーの問題は本当に命に関わる重要なことですので、当然給食センター方式であってもそこはしっかりとやっていかないといけない、欠かせない問題ですよ。ね。請願のほうでも9校挙がっておりましたけれども、事務局のほうでも調査していただいたわけですけども、さきほどあった1校がやっぱり難しかったんですかね、どのような点が。

【中学校給食推進室担当課長】

具体的には建物敷地にですね、南菅中学校の場合ですけども、建物敷地に大体プール1個分ぐらいのスペースがございまして、給食センターを新規で整備するとなるとそれぐらい

必要になります。教室でいきますと1教室8m×8mで64m²ですので、教室が4個とか5個とかぐらい必要な規模の給食室でないと衛生管理が保てないといった広さをイメージしていただければいいかと思います。南菅中学校は建物の横に建物敷地としてそういうスペースがございましたので、今回調整対象校としたところなんですけれども、いざ学校と調整してみますと、そこは今テニスコートとしてとても活用されていると、それで学校のほとんどとは言いませんけども半分ぐらいのお子さんがテニス部に属していて、しかも冬場は南側に校舎があって北側校庭なので、校庭がぐしゃぐしゃになってしまう中、そこだけは冬場でも唯一活用できる貴重なスペースだというようなお話もあって、とてもここを調理場として整備してしまうと教育活動に支障が生じるだろうということで、いろいろ相談させていただきまして対象からはずしたところでございます。

【峪委員長】

難しいですね。素人判断で私も近所の学校を見て、ここならいけそうだと思うんですけど、何が何せ素人判断ですので。何かこう基準のようなものとかやっぱりあるんですかね。

【中学校給食推進室担当課長】

はい。文部科学省に補助基準というのがございまして、それは生徒数に応じてこれぐらいの整備をすれば、補助金が出るというような基準がございまして。今回これまでの補助基準に休憩室等が含まれていなかったりとかということがありますので、そういうのも含めて加味いたしますと、やはり各学校でそのような大きなスペースを確保するのは困難だと判断いたしました。

【峪委員長】

まあ、少々狭くてもがんばってそこでやってくださいと言いたいところではあるんですが、何しろ教育委員会が給食を進めていくという場合には、どこから見ても安心・安全できちんとした給食というものを基本としていかないと、何かがあったときにね、とても困りますので。本当に、短時間だったんでしょいか長くかかったんでしょいか、ここまで素案にまでこぎつけていただいたわけですが、請願第5号についてその他いかがでしょうか。

【教育長】

請願者の方には大変暑い中丁寧に学校を調べられたということで、その熱意には敬意を表したいなという思いでございます。ただ私自身、この中学校給食の実施ということが基本方針で定まってから、もう11月ですから9ヶ月を経るわけですけれども、現場の中学校の校長先生方といろいろお話を伺うようなことを意識的に設けておりましたけれども、現場の校長先生から「ぜひ自分の学校で給食室を先に作ってほしい」というお声を聞くことは

なくて、むしろ、ちょうどこの請願者の方がいろいろお調べいただいた中で現場からの率直な意見もご披露されていますけれども、給食施設優先というよりも個々の学校の実情、例えばプールがない、武道場がない、老朽化というような面での改善を先に望んでらっしゃるという声を、本当に私も校長先生から伺うような状況がございました。特に本市の場合は狭あいというようなこともございますし、そういったことを踏まえながら全体の実施手法でのベストミックスを考えながら取り組んできたということでもございますので、この請願にお応えするのは現状としては極めて難しいところにあるのかなと感じております。

【高橋委員】

先ほどの素案のほうとだぶってしまうこともあるかもしれないんですけども、非常にいろいろな皆さんに関心をいただきながら専門的な知見でのこの素案だったと思います。今日いただいた請願に関しては、素案の総まとめの多角的な判断で出来上がった素案に対してのいただいた請願でございますので、非常に私も難しいかなと思っています。ただ先ほどご説明をいただいたときに、その難しさもわかっていますということもご説明いただきまして、そんな中でとてもずっと日々応援いただけて関心いただいているのは本当にありがたいことで感謝しています。なので難しいこともわかっている中で、例えばセンターであったとしても子どもたちのために環境整備をしてくださいというような請願だったかなというふうに中身は私は受け止めていますので、そのあたりはしっかり気持ちを受け止めていきたいなというふうに思っています。以上です。

【峪委員長】

はい、ありがとうございます。

【濱谷委員】

あともう1つ、センター方式になると栄養士はセンターにしかいなくてなかなか指導に回らないというようなお話があったんですが、そのへんについては市内全体で今もすべての小学校に栄養士がいるわけではなく、いない学校にも出向いて指導したりしているわけですので、中学校は小学校何校かが集まって中学校に子どもたちが行っていますので、今までもたまにですけども中学校から保健の委員会があるので栄養士来てくださいますかという要請があれば、そこの学校に行っている子どもたちの小学校の栄養士が1人いて対応するとかということも可能じゃないの、と中学校の先生にもお話していたこともあったので、小学校何校かの何人かの栄養士がそこの中学校のことに関わるということで、指導はやり方次第でやっていけるのかなというふうに、同じ小学校に1名いても20何クラスかあったら毎日すべてのクラスに行ってお話ししているわけでもありませんし、年間計画を立てて指導をしているわけですので、その年間計画の中に中学校もきちっと組み込んで対応していくというふうに、小学校から行っている子どもたちで顔もわかるわけですし、その

ような形で何か工夫をして食育をきちっと、川崎ならでの、そういうところで発揮できることがあるんじゃないかと思しますので、これからちょっと大変かと思いますが、そういうことも含めて計画をきちっとやっていけばいいのかなというふうに思います。よろしくお願ひしたいというふうに思っています。

【峪委員長】

はい。栄養士の配置の件でございました。

それではこれまでの審議を踏まえまして請願第5号の取扱いを決定してまいりたいと思います。

昨年、基本方針を決定し、これまで教育委員会会議で検討を行ってきました。

これまでの議論をまとめたものが今日出された素案でございます。

今後とも、より良い中学校給食の実現に向けて検討を続けていくということが大切かと思っております。何をもちいてレベルが高いとするのかはそれぞれあろうと思っておりますが、それはともかくとしましてセンター方式であろうとも子どもたちにとって最適の給食を提供する努力はこれからということかと思っております。

ただいまの事務局の説明の中でも、中学校を精査した結果、合築校2校を含む4校を除いて、中学校に給食調理場を新たに設置するのは困難であるという話でございます。

実施手法については、3ヶ所に給食センターの設置を行って、合築校2校での調理、自校方式2校により、3万3千食の中学校給食を確保していくとのことでございます。

したがいまして、先ほど承認した素案が、今後、パブリックコメント等でさまざまな御意見をいただき、これらを踏まえ、教育委員会会議において決定されるものであるとしても、現段階での教育委員会の総意として、一定の方向性を出したものでございますので、その素案の方向性と異なる判断をすることは適当でないと考えます。

従いまして請願第5号について、不採択としたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

では不採択といたします。しかしながら、本当に請願者のご熱心さはこれからも汲み取って、給食実施に向けてがんばっていただければと思います。よろしくお願ひいたします。

9 報告事項Ⅱ

報告事項 No. 5 叙位・叙勲について

【峪委員長】

庶務課長お願いいたします。

【庶務課長】

報告事項 No. 5 「叙勲について」御報告申し上げます。

死亡叙位・叙勲を受けられた方が1名、いらっしゃいまして、受章者、叙勲名等につきましてはお手元の資料のとおりでございます。

金子先生につきましては、昭和23年に川崎市の教員として教職の道を歩み始められ、平成元年に退職されるまでの40年間、本市教育の充実と発展にご尽力いただきました。特に、川崎中学校長に任ぜられてからは、教職員の教科研究や学校経営に尽力されるとともに、川崎市立中学校長会や、神奈川県中学校長会の要職を勤めるなど、本市の小学校教育の発展に多大な功績を残されました。その長年の教育功労に対して叙位・叙勲を受けられたものでございます。

以上でございます。

【峪委員長】

では質問はございますか。ないようでございますので、承認ということでよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認とさせていただきます。

報告事項 No. 6 次期「かわさき教育プラン」の検討状況について

【峪委員長】

企画課長お願いいたします。

【企画課長】

それでは、今年度末に策定予定の次期「かわさき教育プラン」の検討状況についてご報告させていただきます。

本資料は、表紙にもございますように、今年度の終わりに策定予定の新しい「かわさき教育プラン」の検討状況をまとめたものです。この段階でまとめさせていただきましたのは、

プランが形になる前の段階で検討状況をお示しし、御意見をいただくことで、ご意見を踏まえながら策定作業を進められる、という趣旨によるものでございます。そのため、本資料の内容は、今後の意見聴き取りや検討の結果を受けまして変わることがございますのでご承知おきいただければと存じます。

1 ページをお開きください。

このページは、次期プランの構成や計画期間等についてまとめたものでございます。

「1 位置づけ」にございますように、現行プランと同様、教育基本法に基づく教育振興基本計画に位置づけてまいります。また、対象期間は、平成 27 年度から概ね 10 年間とし、対象分野は、教育委員会が所管する、市立の小・中・高・特別支援学校での学校教育と、幼児から高齢者までにわたる社会教育でございます。

「2 政策体系」についてでございますが、概ね 10 年間の計画期間全体を通じて実現を目指すものを基本理念・プランの基本目標として掲げながら、基本政策、施策、事務事業の各階層につきましては、概ね 4 年ごとに見直しを行う実施計画とすることで、新しい課題や状況の変化に、より柔軟に対応できるような政策体系とすることを考えております。資料右側中央にございますように、第 1 期実施計画におきましては、ご覧の 8 つの基本政策とその下位に位置づける合計 18 の施策で取組を展開してまいります。

資料左側「3 重点事業」でございますが、「施策」に位置づけられた事業のうち、実施計画期間内で特に重点的に取り組む予定のものを、9 つの重点事業として資料中央の基本政策ごとに記載してございます。基本理念、基本目標、基本政策の内容等につきましては、次ページ以降でご説明させていただきます。

「4 計画期間」でございますが、平成 27 年度から 29 年度までの 3 年間で第 1 期実施計画とし、その後は 4 年ごとに実施計画を見直していくことを考えております。

1 枚おめくりいただき、2 ページをご覧ください。

「2 プランの基本理念及び基本目標」でございます。社会が激しく変化し、多くの課題が存在するこの時代におきまして、私たちが 10 年先を見据え願うことは、どのような社会状況におきましても、夢や希望を抱き、自ら考え、行動し、社会の変化に対応しながら、いきいきと躍動する市民の姿があることであり、そのための「人・社会の発展の礎を築く」ことが、今後教育が果たすべき役割として重要であると考えております。そのことから、新しいプランでは、未来への普遍的な願いを込めて、資料左下にございますように、「夢や希望を抱いて生きがいのある人生を送るための礎を築く」を基本理念として定めてまいります。また、資料右にございますように、「人・社会の発展」を実現していくためには、「社会の変化に適切に対応し、自立した個人として生きていく力を一人ひとりが確実に身に付けること」、そして「自立した個人が互いの強みを生かしながら、協働して生きがいのある社会を自分たちでつくりだしていく意識を持つこと」が大切であると考えております。今後 10 年間を通した教育施策の指針となる考え方を、「自主・自立」「共生・協働」をキーワードとしながら、プランの基本目標として定めたいと考えております。「自主・自立」は、

変化の激しい社会の中で、誰もが多様な個性、能力を伸ばし、充実した人生を主体的に切り拓いていくことができるよう、将来に向けた社会的自立に必要な能力・態度を培うこと、「共生・協働」は、個人や社会の多様性を尊重し、それぞれの強みを生かし、ともに支え、高め合える社会をめざし、共生・協働の精神を育むこと、でございます。

1枚おめくりいただき、3ページをご覧ください。

「3 プランの基本政策」でございます。ここでは、新しい教育プランの8つの基本政策につきまして、政策ごとに、方向性や目標などを説明してまいります。資料の構成でございますが、左上、各ページのタイトルの下には、基本政策の概要を記載しております。また、その下には、基本政策の背景にある主な「現状と課題」をお示ししております。その次、右上でございます「政策目標」では、基本政策がめざすものを目標としてお示ししております。その次の「成果指標」では、基本政策の目標の達成度を評価する際に参考とする指標とその現状値をお示ししております。指標につきましては、今後項目を引き続き検討するとともに、具体的な取組内容の検討に合わせて目標値を設定してまいりたいと考えております。最後に、右下の「取組内容（施策）」の欄には、基本政策における主な取組内容を記載しております。

以下、各ページの構成は同様でございます。

はじめに、「基本政策Ⅰ 人としての在り方生き方の軸をつくる」でございます。資料左上でございますように、変化の激しい現代社会においては、「人や社会の発展」を実現していくために、日々の学習活動を通して子どもたちが将来に対する夢や希望を持ち、将来の社会的自立に必要な能力や態度を育てていく教育の実践がすべての学校に求められております。その背景といたしまして、資料左「現状と課題」でございますように、急激に変化している社会の中で、コミュニケーション能力の不足や自己肯定感の低下、学習意欲の低下など、「社会的自立」に必要な能力や態度に関わる子どもたちの様々な課題が存在しております。また、資料中央のグラフでございますように、本市の子どもは、「自尊感情」や「将来に関する意識」は改善傾向にあるものの、全国と比べると低い状況が続いております。資料左下でございますように、子どもたちのキャリア発達を促すために、これまで取り組んできた本市の学校教育を「キャリア在り方生き方教育」の視点から幅広く見直し、子どもたちの社会的自立に向けて必要な能力と態度を、成長段階に応じて系統的・計画的に育てる教育が求められていることから、資料右上「政策目標」でございますように、この基本政策では、「キャリア在り方生き方教育」がすべての学校で計画的に推進され、すべての子どもに、自立して社会で生きていく基礎を育てていくことを、目標として取り組んでまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただき、4ページをご覧ください。

「基本政策Ⅱ 学ぶ意欲を育て、「生きる力」を伸ばす」でございます。資料左上でございますように、義務教育9年間の教育課程の内容は、本来すべての子どもたちが身に付けてはならないものであり、学習指導要領の目指す「生きる力」は、生涯にわたる学習

の基礎となる力でもあります。資料左「現状と課題」にございますように、全国学力・学習状況調査の結果を見ますと、本市の状況は、全国とほぼ同程度、もしくはやや良好な結果となっていますが、資料中央のグラフにございますように、「授業がわかる、どちらかといえばわかる」と回答した児童の割合が約 8 割に止まっていることから、分かりやすい授業づくりの推進が求められているとともに、学校のみならず、一人ひとりの学力の状況を家庭と共有し、連携・協力した取組を進めることにより、「確かな学力」を育成していく必要があります。また、資料中央下段のグラフにございますように、「人の気持ちが分かる人間になりたいと思う」児童の割合を全国と比較すると、本市ではその傾向が低いことから、道徳教育や学校図書館の充実など、今後も「豊かな心」を育てる取組を継続していく必要があります。これらの課題に対応し、一人ひとりの「生きる力」を伸ばしていくために、資料右上「政策目標」にございますように、この基本政策では、「学ぶ意欲」を高め、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな心身」をバランスよく育み、一人ひとりが社会を生き抜くために必要な「生きる力」を確実に身に付けることを、目標として取り組んでまいりたいと考えております。

1 枚おめくりいただき、5 ページをご覧ください。

「基本政策Ⅲ 一人ひとりの教育的ニーズに対応する」にございます。資料左上にございますように、障害のある子どもや大人を取り巻く環境は「障害者の権利に関する条約」の批准や「障害者差別解消法」の制定等により、大きく変わろうとしております。また、本市においては特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒の増加や、通常の学級における、発達障害、いじめ、不登校など、様々な教育的ニーズのある子どもが増加している現状があります。資料左「現状と課題」にございますように、本市の特別支援学校では、施設の狭あい化や障害の多様化・重複化、卒業後の進路などの課題に対応してまいりましたが、今後は、児童生徒の受入枠のさらなる拡充や社会的自立促進への取組の充実を図る一方で、社会の障害に対する理解・啓発などを進めていく必要があります。また、市立小・中学校のすべての学校に設置している特別支援学級の在籍児童生徒数も増加傾向となっており、障害も重度化、多様化していることから、指導の専門性などを高め、様々な教育的ニーズに対応する必要があります。いじめの本市の状況として、資料右上のグラフにございますように、認知件数は中学校ではほぼ横ばい、小学校では増加傾向が見られますが、一方、解消率は小・中学校ともに平成 24 年度は約 90%となっております。本市では、平成 26 年 5 月に「川崎市いじめ防止対策基本方針」を策定しており、今後は、いじめ防止への意識を高く保っていくことが求められております。このように、多様な教育的ニーズが現れていることから、資料右中段「政策目標」にございますように、この基本政策では、すべての子どもがいきいきと個性を發揮できるよう、障害の有無にかかわらず、一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応していく教育を学校教育全体で推進していくことを、目標として取り組んでまいりたいと考えております。

1 枚おめくりいただき、6 ページをご覧ください。

「基本政策Ⅳ 良好な教育環境を整備する」でございます。資料左上にございますように、安心していきいきと活動できる環境は、子どもたちの成長を支える基盤となります。子どもたちが安全安心で快適な環境の中でいきいきと学び、活動できるよう計画的に学校施設の改修や予防保全、防災機能の強化などを行い、良好な教育環境づくりを進めてまいります。現状と課題にございますように、本市の学校施設は、全体のおよそ7割が築年数20年以上を経過し、老朽化対策が課題となっております。「学校施設長期保全計画」では、より多くの施設における早期の改善を目標に、これまでの改築を中心とした手法に替えて、大規模な改修によって施設の長寿命化を図ることとし、教育環境の改善と財政支出の縮減を同時に進める計画となっております。また、学校施設の防災機能の向上についても、今後は非構造部材の耐震化や避難所機能の強化に向け、計画的に取り組む必要があります。本市では、大規模な住宅建設等に伴い、依然として児童生徒の増加傾向が続いており、こうした状況に的確に対応し、良好な教育環境を確保することが求められています。東日本大震災の経験を踏まえ、「自分の命は自分で守る」力を育成するための防災教育の推進や、通学路の安全確保等のため、地域と連携した取組が求められています。資料右側、政策目標にございますように、この基本政策では、これらの現状や課題を踏まえ、「学校施設長期保全計画」に基づく取組を計画的に進めること等により、安全・安心で快適な教育環境の整備を推進していくことを、目標として取り組んでまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただき、7ページをご覧ください。

「基本政策Ⅴ 学校の教育力を強化する」でございます。現状と課題にございますように、保護者や地域の方々の意見、子どもの学習状況や生活状況などの多様化により、地域に根ざした特色ある教育活動を行うことが求められています。これまで本市では、学校教育推進会議をすべての学校に設置するなど、家庭や地域との連携による教育活動に取り組んできましたが、今後もこうした取組をさらに充実させていくことが必要です。資料中央下段の円グラフにございますように、教職員の大量退職等により、この10年間の新規採用者は、総教員数のほぼ半数となっていることから、経験の少ない若手教員の授業力や学級経営力の育成が課題となっております。学校全体の教育力の向上を目指して、教職員のライフステージに応じた研修などの充実にも努め、学校の組織力を強化していく必要があります。平成29年度から県費負担教職員の給与等の負担、定数の決定及び学級編制基準の決定の権限が市に移譲されることから、移譲後の学校運営体制のあり方等について検討を進める必要があります。資料右側、政策目標にございますように、この基本政策では、これらの現状や課題を踏まえ、学校が保護者、地域と連携し、その実態に応じた特色ある学校づくりを推進すること、教職員一人ひとりの資質能力を高め、その力を組織的に機能させ、学校の教育力を高めることを、目標として取り組んでまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただき、8ページをご覧ください。

「基本政策Ⅵ 家庭・地域の教育力を高める」でございます。資料左上にございますように、少子化や核家族化、地域における地縁的なつながりの希薄化などにより、地域や家庭

における「教育力」の向上が課題となっており、さらには、こうした問題が、子ども達の学力や自尊感情などの低下等の課題にも影響しているとも言われており、家庭や地域の教育力を高めるための様々な支援が求められています。「現状と課題」の左下にございますように、本市では、地域の教育力の向上を図る自主的な活動組織として、地域教育会議が設置され、教育について地域全体で考え合うための意識づくりが進められていますが、地域教育会議の担い手が不足しているなどの課題もあることから、今後、地域教育会議のさらなる活性化に向けた取組を充実させていく必要があります。また、資料右上にございますように、平成26年度からスタートした「地域の寺子屋事業」を推進することによって、地域教育会議や地域で活動している様々な団体のこれまでの取組に活かし、地域の教育力の向上を図ることが求められています。「政策目標」にございますように、この基本政策では、各家庭における教育や、地域による子どもの育ちを支える基盤づくりに向けた取組を支援するとともに、地域の様々な大人が子ども達の教育や学習をサポートする仕組みづくりを進め、子どもが地域に支えられながら夢や希望を持って豊かに育つことができる環境をつくっていくことを、目標として取り組んでまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただき、9ページをご覧ください。

「基本政策Ⅶ いきいきと学び、活動するための環境づくり」でございます。資料左上にございますように、活力ある豊かな地域をつくるために、市民同士や、団体同士をつなげ、「知縁」による新たな絆、コミュニティを創造していくとともに、地域の生涯学習の担い手を育てる仕組みを構築していく必要があります。その背景といたしまして、「現状と課題」にございますように、地域社会において人と人の関係が希薄化していることが指摘されている現状においては、相互に理解し、協力して共に地域社会で生きていくための「つながる力」が大切であり、社会教育を通して、市民の出会いと学びを支援し、「知縁」による新しい「絆」づくりを促進していくことが重要となっています。市民が集い、学び、つながり、学んだ成果を活かして主体的に活動することができるよう、資料右中段「政策目標」にございますように、この基本政策では、自ら課題を見つけ、自主的に学び、その成果を活かすために必要な市民の「学ぶ力」を育み、市民の自治力の基礎を培うこと、社会教育の展開を通じて、市民の学びを通じた出会いを促進し、知縁に基づく新たな「絆」「つながり」づくりを支援するとともに、地域における社会教育の担い手を育成すること、社会教育施設の長寿命化の推進など生涯学習環境の充実を図ることを、目標として取り組んでまいりたいと考えております。

1枚おめくりいただき、10ページをご覧ください。

「基本政策Ⅷ 文化財の保護活用と魅力ある博物館づくり」でございます。資料左上にございますように、本市には、市内初の国史跡の指定を目指している橘樹官衙遺跡群をはじめ、多くの文化財が存在しています。資料左「現状と課題」にございますように、市内の指定・登録文化財などの保存・活用の推進のため、新たな文化財保護制度の構築を図るとともに、橘樹官衙遺跡群の国史跡指定に向けた取組を進め、指定後は、保存・活用を図っ

ていく必要があります。また、「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」では、博物館活動の充実を図るとともに、各施設の魅力向上に向けた事業実施に取り組んでおります。今後は、市民参加の促進及び関係者間でのネットワーク構築を推進するとともに、東京オリンピック・パラリンピックの開催を控え、海外からの観光客にも対応した広報、利便性向上を図り、本市の魅力を発信する必要があります。これらの課題に対応していくため、資料右上「政策目標」にございますように、この基本政策では、平成 26 年 3 月に策定した「川崎市文化財保護活用計画」に基づき、新たな文化財保護制度の整備に取り組み、文化財の保護・活用を推進すること、博物館施設「日本民家園」、「かわさき宙と緑の科学館」の博物館活動の充実により、各施設のさらなる魅力向上を図り、本市の魅力として発信することを、目標として取り組んでまいりたいと考えております。

以上、次期プランにおける取組の大きな柱となる 8 つの基本政策についてご説明をさせていただきました。各基本政策の具体的な取組内容、事業計画等につきましては、今後の検討及び関係局との調整等を経まして、今後お示ししてまいりたいと考えております。

続きまして、11 ページをお開きください。

「4 策定スケジュール」でございます。資料上段にありますように、これまでの間、平成 26 年 3 月に策定しました「次期プラン策定に向けた考え方」に基づき、「川崎市教育改革推進協議会」等からのご意見を踏まえながら、検討を進めてまいりました。今後も検討作業を進めまして、その結果を、本年 12 月に「かわさき教育プラン素案」としてまとめ、1 月にパブリックコメント手続を実施する予定です。素案策定前、策定後とも多様な意見聴取の機会をつくり、プラン検討の参考にしてまいります。

意見聴取は、「パブリックコメント手続」「かわさき教育フォーラム」など、広く市民の皆様の声を聴き取る方法のほか、教育の中心的な担い手であります「教職員」「保護者」「地域で教育に携わる方々」から直接意見を聴く機会を多く設けてまいります。具体的な意見聴取の機会といたしましては、下のスケジュール表中段にございますように、素案策定前につきましては、市長・教育委員による学校訪問、教育委員によるスクールミーティング、研修の場を利用した意見交換、広報誌を活用した意見募集や PTA との連携による意見交換、地域教育会議との意見交換など、教職員、保護者、地域の方々の生の声をお聴きする機会を多く設けていきたいと考えております。また、素案策定後につきましては、パブリックコメント手続により広く市民意見を募集することに合わせまして、教職員、PTA との意見交換や市民説明会、要請に応じて出張説明会を行うなど、パブリックコメントに多くの御意見をお寄せいただけるよう、素案の内容の周知に努めたいと考えております。

なお、本日ご報告した内容につきましては、8 月 28 日に市議会、総務委員会でもご報告をさせていただきます。

次期かわさき教育プランの検討状況についての説明は、以上でございます。

【峪委員長】

ご質問等ありますか。

【高橋委員】

見方を教えてください。それぞれの政策の取組内容の施策って、どれくらい大きくとか具体的なとか包括的に書くものなんですか。結構こう、ものによってテーマによって、具体的な名前が入っているものと大きく書いているところとあるかなど。どの程度に書くものなんでしょうか。

【企画課長】

現時点ではこのような形でございますが、この下位にそれぞれ事務事業を策定することになりますので、そこで細かくは表現できると考えておりますので。

【高橋委員】

どっちかというところと包括的に書くものとして捉えていいですか。

【企画課長】

はい。1 ページにございます政策体系でいいますと、3 層目の施策というところがこの取組内容になるという形で考えておりますので、この下にまた事務事業等が入ってまいりますので、そこでは細かく表してまいります。

【高橋委員】

あともう 1 点教えて欲しいんですけど、11 ページのスケジュールがあると思うんですが、先ほどご説明いただいたように、教職員、保護者、地域の方々からご意見をいただく機会がこの後増えてくるかと思うんですけど、これってどんなふうに。例えば、保護者や地域の方が特に気になるのですが、私も保護者ですけれども、同じぐらいの年代の方たちというのは、なかなかこういうのに参加が今までもいただけないことが多かったかなと思うのですが、どんなふうに進めるような予定でございますか。

【企画課長】

主には PTA の方が中心になると思いますが、各区の PTA の会議に行きましてご説明させていただいて意見をいただくとか、また教育委員会の広報誌「教育だより」を発行しておりますが、そこで特集で次期教育プランについて記載しておりますので、そこでの意見募集、これは全保護者に配布されておりますので。また 11 月末に開催予定のかわさき教育フォーラムでもご意見をいただくということを考えております。あとは、素案を策定してパブリックコメントを募集している時期なんですけれども、1 月に市民説明会を市内 3 ヶ所で開催する予定となっておりますので、そこでもまたいろいろな方にご参加いただい

意見を頂戴できればと考えております。

【高橋委員】

それを受けて意見をいいですかね、結構あるんだけど。意見ですから。まず今のご意見をいただくっていう面においては、これは結構、毎回これに限らずパブリックコメントまで至るにあたってのご意見をいただくことがなかなか件数とか少ないことが多いので、ぜひいろいろな工夫からたくさんの方の意見がいただけるように、よろしく願いいたします。全体像としてはそこで、基本政策 2 の 4 ページ、これはちょっと確認または、というところなんですけど、全体像として生きる力を伸ばすというテーマの中で、人との関わりをというように書かれていたかと思うんですけど、人の気持ちがわかる人間になりたいと思う児童の割合を増やしたいというのが現状と課題で整理されていて、例えば教育というのは全体横連携しているかと思いますが、こういうテーマになるともうちょっと道徳教育とか結構フォーカスが当たるように書かれているのですが、もうちょっと何個か、例えば総合とか生活とかそういうのは入れなくていいのだろうかということ、ちょっと思ったんですけど。それはどうなんだろう、答えていただかなくてもいいんですが、そのあたりが気になるなというふうに。人の気持ちがわかる人間になりたいと思う児童の割合が低いんですよねということが書いてあるので、それに係わるテーマというのはもうちょっとあるのかなというふうに思っていますので、もう一回見直しをしていただいたらいいかなというふうに、このページは思いました。次に、基本政策 3 の 5 ページなんですけど、一人ひとりの教育的ニーズに対応するということが書かれていて、最初の 1 ページの計画期間とかが書かれているところの中身にも結構政策の話が書いてあって、1.支援教育の推進、とかなりまとまって書かれているというのと、このページとかあまり連動がもうちょっとトップに書いたほうが良いのではないかというふうに思ったのと、1 ページのほうですね、1 ページには「1.支援教育の推進」と書いてあるけど、5 ページのほうにはいろいろなことが書かれていて、これだけでいいのかな重点課題が書かれていますけど。ちょっともう一回照らし合わせて見ていただきたいなというふうに思います。それと、現状と課題のデータなんですけど、これは昨年度も少しお伝えしましたが、左側に市内特別支援学校の児童生徒数の推移というのが、市立、県立、ろうが書いてあるんだけど、これ、支援級は私は入れたほうが良いと思うんですね。支援級だけだと特別支援にちょっとフォーカスが当たってしまうんですけど、少なくとも支援級は入れたほうが良いというふうに思います。入っていないんですね、支援学校だから。他にもこのページに入っていないので、どれだけその現状と課題というのに、上から 4 行目に多様化、重複化などなど、というふうに書いてあるので、これは支援級って増えていってる、現在小学校、中学校は 2000 人いますので、2000 人がここでわかるという必要があると、できれば増えていっていますので、この支援学校と同じように現状を把握する上でも必要なデータかなというふうに思います。追加はして欲しいと。ここにおいては特別支援の次は、特別支援以外にいじめや不登校の問題が

出ていまして、重点政策は児童支援コーディネーターというのが最初のトップにも書いてあるんだけど、現状と課題のところには児童支援コーディネーターのことが書いていないんですよね、多分。書いたほうが、今やっているし重点課題でもさらにとと思うので、書いていただいたほうがいいかなというふうに思うのと、いじめの認知件数の説明が先ほどあったんですけど、小学校においては認知件数は他の説明とかでいただくときに、児童支援コーディネーターが早期発見・早期解決で入るから認知件数が高くなっている、というような説明もあるときがあると思うんですね。そうすると、それは補足を、いろいろな人が見たときにそんな細かいことはわからないので、それは逆に言えばいいことですよ。だからそれは大事なんだということで、重点政策に入っているんだと思うから、そこはちょっと書き方を補足するとか、できたらしたほうがいいんじゃないかなというふうに思います。あとは、6 ページ、基本政策 4 ですが、その前のページの 5 ページの左のほうに、障害者の権利条約に関することが少し触れられているんですが、これよく、合理的配慮ってよく一言で言えば言われるところですので、今そこをすごく慎重に表現とか対応とかというのが国連とかの関係もあって注目されている、それを受けて 6 ページ目なんですけど、これをちょっとどっちのほうがいいのかなというのもあるんですが、小学校の長期推計と中学校の長期推計というデータがありますよね、細かいんですけどこれの表記の仕方が普通学級のみって書いてありますよね、これは多分予想するに未来のことだから、前も聞いたんですが特別支援級は数えられないから、という話ですよ。だけど、そういうところがわからない人から見ると、結構合理的配慮という面に引っかからないでもないと思うんですよ。その辺が、表現の仕方というのは要検討したほうがいいのかなというふうに思います。どういうふうに見ちゃうか、支援級はないの、そうじゃないんだろうけど、支援級は書かれていないのっていうふうに誤解をされちゃうとよくないなというのはちょっと気になっています。あと 2 点ぐらい、7 ページなんですけど、これは政策を学校の教育力、中段より下にいろいろと書かれている現状と課題というのが、先生たちの教育力を高めるんだけど、児童生徒に向きあう時間がなかなかないということが書かれていて、業務の効率化を図んなきゃいけないねっていうふうに課題で書かれていますよね、これはやっぱり学校を回ったりするとそういうのを実感としても感じているので、そうするとこの右側にそのあたりというのは、じゃあ効率化を図らないと先生たちの教育力を高めるためのいろいろなことがなかなか時間としても取れないということになってくるかと思うんですね、やられようとしていることが。そこは、例えば取組内容に先生の資質の向上とか書いてあるんだけど、そもそも業務がたくさんあったら資質の向上をしていくような時間というものもなかなか取れないのかな、課題に書いてあるので、効率化という点も右側には見えないから書くべきじゃないかと思いますので、よろしくお願いします。以上です、よろしくお願ひいたします。

【教育長】

ありがとうございました。まず文章で表現されているところについては、これからさらに肉付けをしていくようなところもありますので、まず全体の骨格をご理解いただくという形でお示ししているところですので、そのへんはまた肉付けを十分させていただきたいと思います。心の話とか、例示として道徳教育の話がありましたけれども、道徳教育だけではなくて特別活動の中の、学級活動とか学校行事、生徒会活動なども子どもの社会性を培っていく上で大変貴重な活動でもありますし、また学校独自に設定されている総合的な学習の内容も、これからの社会の課題に応じていくうえで、大変重要な要素を持っていますので、当然そういうところも含めながら考えていきたいというふうに思っています。取組内容については、18の施策というところの柱の中で書かれていることが中心となってきますけれども、先ほどから説明がありましたように、この下に数多くの事務事業が展開されますので、またそれをご覧いただいた中で、全体的に教育施策がどういうふうに展開されていくのかというご理解もあわせてしていただければ大変ありがたいと思っています。児童支援コーディネーターが認知率を高めているのももっともなことなので、認知率が高くなっているということが、認知件数が高いということが課題であるというふうに思われないうちに、書き方なども大事にしていきたいなというふうには思います。

【峪委員長】

それと同時にいじめ解消率が高いんですね、川崎は。それって昔から高いんですか、

【教育長】

近年高い数値を示しているのは事実ですね。かつてが低かったという言い方がいいかどうかわかりませんが、近年は高い数値が見られていますね。

【峪委員長】

なんですよ。いじめの認知件数もつまりよく目が行き届いているということでもあるし、解消率も高いと。これはやっぱり書いたほうがいいですね。

【教育長】

もともとはいじめって見えにくいものであって、今日の前にある状況全てが教員の意識として、見えているものだけで判断してはいけないとよく言われますが、そういった意味では未然防止ももちろん大事ですけれども、それにあわせて早期発見というのは大変大事ですから、そういう視点はこれからも大事にしていきたいので、また文書の中では補っていききたいと思います。大変丁寧に見ていただきまして、ありがとうございます。

【峪委員長】

それでは、報告を承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

【峪委員長】

傍聴人の方に申し上げます。

会議開催当初にお諮りして決定したとおり、これからは、非公開の案件となりますので、川崎市教育委員会傍聴人規則第6条の規定に基づきまして、傍聴人の方はご退席くださるようお願いいたします。

<以下、非公開>

10 報告事項Ⅲ

報告事項 No. 7 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について

【峪委員長】

健康教育課担当課長 お願いいたします。

【健康教育課担当課長】

報告事項 No. 7 公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況について、ご報告いたします。はじめに、学校給食会の概要でございますが、保護者向けに、学校給食会の事業をご理解いただくためのリーフレットを作成しておりますので、こちらをご覧ください。

リーフレットを広げていただき、裏面をご覧ください。

学校給食会は、良質で安全安心な食材を安定供給し、学校給食の充実発展と円滑な運営を図り、成長期における児童生徒の食生活に関わる食育を推進し、豊かな市民生活に寄与することを目的として事業を運営している公益財団法人でございます。

事業内容といたしましては、主に給食物資の共同購入を行う物資の調達事業と給食物資に関する調査研究事業でございます。またこの2つの事業を円滑に行なうために、普及奨励事業も行っております。物資の調達事業では、小学校113校及び特別支援学校3校の統一献立で使用する肉や野菜、調味料等の給食物資の共同購入をしております。給食物資は可

能な限り国内産を購入することや、食品の安全に関する情報収集や給食物資の細菌検査、化学試験、残留農薬試験等を行い、給食物資の安全性に努めているところでございます。

枠で囲っている給食会の歩みの欄をご覧ください。学校給食会は、昭和 24 年に任意団体として発足以後、昭和 33 年に財団法人となり、平成 24 年 4 月に、公益法人制度改革に伴いまして、神奈川県知事の認定を受け、公益財団法人へ移行設立登記をしております。

それでは、「公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況」につきまして、ご報告申し上げます。

それでは資料の 1 ページをお開きください。

はじめに、「法人の概要」でございますが、公益財団法人川崎市学校給食会の設立年月日は、平成 24 年 4 月 1 日でございます。なお、旧財団法人川崎市学校給食会の設立年月日は、昭和 33 年 5 月 1 日でございます。所在地は、川崎市川崎区宮本町 6 番地 明治安田生命川崎ビル 4 階でございます。

次に、「平成 25 年度の決算」についてご報告いたします。2 ページをお開きください。

これから、ご報告いたします各財務諸表につきましては、平成 24 年 4 月の公益財団法人への移行を踏まえ、公認会計士による指導のもと、平成 20 年 12 月から施行された国の新公益法人制度下における公益法人会計基準に沿った財務諸表に整えております。

それでは事業実績についてご説明いたします。具体的な事業内容といたしましては、物資の共同購入と物資に関する調査研究でございます。平成 25 年度の物資の共同購入等の実績でございますが、給食人員は、1 日平均 7 万 5,959 人、給食実施回数は年間 183 回、物資取扱額は 29 億 6,746 万 7,871 円でございます。

また、物資に関する調査研究等の実績でございますが、給食用物資食品加工工場の調査をはじめ、給食用物資の規格衛生検査や学校に納入された給食用物資の確認検査を実施し、子どもたちへ安全安心な学校給食用物資を提供しております。

次に、3 ページをお開きください。「貸借対照表」でございます。ページ中央の当年度 (A) の欄をご覧ください。資産の部といたしまして、流動資産と固定資産の資産合計でございますが、3 億 6,763 万 7,804 円となります。負債の部といたしまして、流動負債と固定負債の負債合計でございますが、1 億 8,995 万 2,178 円となります。したがって、正味財産の部といたしまして、資産合計から負債合計を差し引きました正味財産合計は、4 ページ本表の下から 2 行目でございます、1 億 7,768 万 5,626 円となります。

次に、「正味財産増減計算書」でございます。当該計算書は、貸借対照表にございます、正味財産の増減を表す計算書でございます。平成 25 年度の経常収益の合計でございますが、30 億 7,024 万 2,821 円でございます。経常収益の内訳といたしまして、保護者から納められる給食費の事業収益のほか、本市からの補助金や委託金、雑収益等でございます。次に、平成 25 年度の経常費用の合計でございますが、5 ページをお開きください。ページ最終行にございます、31 億 616 万 4,223 円でございます。経常費用の内訳といたしまして、給食物資代金のほか、給料手当や衛生検査費等でございます。したがって、「当期一般正味

財産増減額」でございますが、6 ページをお開きください。本表の下から 8 行目にございます 3,592 万 1,402 円の減となります。これに、「一般正味財産期首(きしゅ)残高」である 2 億 1,260 万 7,028 円を加算した「一般正味財産期末残高」は、1 億 7,668 万 5,626 円となります。この「一般正味財産期末残高」に「指定正味財産期末残高」の 100 万円を加えた「正味財産期末残高」は、1 億 7,768 万 5,626 円となります。

次に、6 ページから 8 ページには「正味財産増減計算書内訳表」を掲載してございます。当該内訳表は、給食物資に関する事業費の「公益目的事業会計」と、管理的経費である「法人会計」等を掲載したものでございますので、御参照いただければと存じます。

次に、8 ページから 12 ページにかけて、「財務諸表に対する注記」、「附属明細書」、「財産目録」を掲載しておりますので、ご参照いただきたいと存じます。

また、13 ページには参考資料といたしまして、「平成 25 年度給食物資取扱高明細」を掲載してございますので、併せてご参照いただきたいと存じます。

次に、「平成 26 年度の事業計画」についてご報告いたしますので、14 ページをご覧ください。

「平成 26 年度の事業計画」でございますが、給食予定人員は 1 日平均 7 万 6,609 人、給食予定回数年間 183 回、物資取扱見込額 29 億 8,345 万円でございます。平成 26 年度につきましても、継続して給食物資の規格衛生検査等を行いながら、良質な給食物資を提供してまいります。

次に、15 ページをご覧ください。平成 26 年度の「予算書」でございます。ページ中央の予算額 (A) の欄をご覧ください。経常収益の合計でございますが、31 億 1,114 万 3,000 円でございます。

16 ページをご覧ください。ページ中央の同じく (A) の欄をご覧くださいまして、経常費用の合計でございますが、31 億 1,114 万 3,000 円でございます。

次に、17 ページから 19 ページにかけて、「予算書内訳表」を掲載してございますので、ご参照いただければと存じます。

以上で、公益財団法人川崎市学校給食会の経営状況についての報告を終わらせていただきます。

【峪委員長】

質問等ありますか。

【高橋委員】

1 点、項目だけ教えて欲しいんですけど、4 ページの 3 の 1 の 1 の(2)の「経常費用」の、「返礼金支出」って何ですか。

【健康教育課担当課長】

これは給食費としていただいたんですけれども、学校行事等の関係で給食を実施しなかった分について、学校へお返ししている費用でございます。

【高橋委員】

ありがとうございます。

【峪委員長】

はい、よろしいですか。それでは承認してよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

では承認いたします。

報告事項 No. 8 教育委員会の権限に属する事項に係る教育長の専決事項の報告について

庶務課担当課長、庶務課長が説明した。

報告事項 No. 8は承認された。

報告事項 No. 9 平成25年度川崎市一般会計教育費の歳入歳出決算について

【峪委員長】

庶務課長 お願いいたします。

【庶務課長】

平成26年第3回市議会定例会に提出いたします「平成25年度一般会計歳入歳出決算認定」から、教育費の歳入歳出決算につきまして、ご報告申し上げます。ご説明にあたりましては、教育費に係る歳入決算につきましては、「平成25年度川崎市一般会計歳入歳出決算事項別明細書」から抜粋いたしました資料1により、また、教育費の歳出決算につきましては、「平成25年度主要施策の成果説明書」から抜粋いたしました資料2により、ご説明申し上げます。なお、これらの資料は、地方自治法第233条の規定に基づき、決算について議会の認定に付するにあたり、提出する書類となっております。

それでは、「資料1 平成25年度川崎市一般会計歳入決算事項別明細書」により、教育費

に関係する主な歳入につきまして、予算現額と収入済額との比較を中心にご説明してまいります。

それでは、資料1の13ページをお開きください。

14款 使用料及び手数料でございます。ページ下段でございます1項8目「教育使用料」は、高等学校授業料、青少年科学館・民家園の使用料等でございます。予算現額6,525万8,000円に対しまして、収入済額は4,049万2,120円で、2,476万5,880円の減となっております。主な要因といたしましては、青少年科学館の入場者数が見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、17ページをお開きください。

中段でございます2項10目「教育手数料」は、中高一貫教育校の入学選考料及び高等学校の入学料などございまして、予算現額1,521万円に対し、収入済額は1,334万450円で、186万9,550円の減となっております。これは主に、高等学校入学料及び入学選考料の減によるものでございます。

次に、19ページをお開きください。

15款 国庫支出金でございますが、上段の1項3目「教育費国庫負担金」は、授業料不徴収交付金及び義務教育施設整備に係る国庫負担金でございます。予算現額14億7,204万8,000円に対し、収入済額は16億7,924万2,356円で、2億719万4,356円の増となっております。これは、義務教育施設整備に係る国庫負担金の認承増によるものでございます。

次に、23ページをお開きください。

中段でございます2項12目「教育費国庫補助金」は、予算現額32億3,531万4,000円に対し、収入済額は41億6,186万8,708円で、9億2,655万4,708円の増となっております。これは主に地域経済活性化・雇用創出臨時交付金の充当対象事業の増などによるものでございます。

次に、29ページをお開きください。

16款 県支出金でございます。一番下の段でございます2項8目「教育費県補助金」は、予算現額5,146万7,000円に対しまして、収入済額は4,537万2,000円で、609万5,000円の減となっております。これは、主に田島養護学校再編整備に係る補助金の認承減によるものでございます。

次に、53ページをお開きください。

歳入の最後となりますが、中段でございます22款 市債の1項11目「教育債」は、予算現額172億円に対しまして、収入済額は74億1,000万円で、97億9,000万円の減となっております。これは、入札効果による事業費の減及び一部事業費の翌年度への繰越等によるものでございます。

以上、教育費に関する主な歳入決算についてご説明申し上げます。

続きまして、歳出決算につきまして、「資料2 平成25年度主要施策の成果説明書」によ

りご説明申し上げます。

はじめに3ページをお開き願います。

一番上の段に教育費の歳出決算の合計が記載されておまして、予算現額511億5,312万2,500円に対しまして、支出済額は422億8,788万2,562円、翌年度繰越額が70億1,961万3,000円で、不用額は18億4,562万6,938円となっております。不用額の主なものとしたしましては、義務教育施設整備費等の施設整備経費における入札効果による事業費の減などとなっております。

それでは、事業別の決算につきまして、ご説明申し上げます。

はじめに、3ページの中段にございます1項5目の教育指導費の中の「児童生徒指導事業」でございますが、予算現額は1億7,111万円、支出済額は1億6,567万6,163円で、不用額は543万3,837円でございます。主な内容でございますが、スクールカウンセラーの配置等を行うとともに、スクールソーシャルワーカーの増員により、社会福祉等の専門的な見地から問題を抱える児童生徒への支援を充実させたほか、不登校対策として、心のかけはし相談員の配置等により、児童生徒及び保護者等への支援を行いました。また、共生＊共育プログラムを全校で実施し、いじめ・不登校を生まない環境づくりと早期対応の取組を推進いたしました。

続きまして、その一段下「児童支援コーディネーター専任化事業」でございますが、小学校35校において児童支援コーディネーターの専任化を図り、一人ひとりの児童が抱える様々な課題に対応する児童支援活動を推進したところでございまして、予算現額は2,921万7,000円、支出済額は2,905万4,600円で、不用額は16万2,400円となっております。

次に、5ページをお開きください。

下段7目 総合教育センター費の下から3段目「外国語指導助手配置事業」でございまして、ALTの増員により、中学校における指導体制の充実を図るとともに、小学校・中学校・高等学校を通してのコミュニケーション能力の向上を図っておりまして、予算現額は2億8,787万8,000円、支出済額は2億8,765万6,950円で、不用額は22万1,050円となっております。

次に、7ページをお開きください。一番下の段にまいりまして、5項2目 特別支援教育諸費でございます。

ページをおめくりいただきまして、9ページ上段の「医療的ケア支援事業」でございまして、小学校・中学校・特別支援学校を対象に、医療的ケアが必要な児童生徒に対し、看護師による支援を定期的実施し、保護者負担の軽減を図るものでございまして、予算現額は714万5,000円、支出済額は538万5,400円で、不用額は175万9,600円となっております。

中段の3目 文化財保護費の「文化財保護啓発事業」でございまして、橘樹郡衙跡の国史跡指定に向けた取組を進めるとともに、市内文化財の保護・啓発のために調査・活用事業等を実施しておりまして、予算現額は790万9,000円、支出済額は725万6,284円で、不

用額は 65 万 2,716 円でございます。

次に 11 ページをお開きください。

上段 6 目 博物館費の「博物館運営管理事業」でございますが、平成 25 年度から、日本民家園及び青少年科学館において、業務の一部に指定管理者制度を導入し、効果的・効率的な運営を図っているところございまして、予算現額は 2 億 230 万 3,000 円、支出済額は 1 億 9,692 万 9,341 円で、不用額は 537 万 3,659 円となっております。

中段にまいりまして、7 項 1 目 学校保健費の「児童生徒交通安全対策事業」でございますが、通学路上の危険箇所等に配置する地域交通安全員の配置を充実させ、児童生徒の通学の安全を確保するものでございまして、予算現額は 4,764 万 7,000 円、支出済額は 4,749 万 6,660 円でございます、不用額は 15 万 340 円となっております。

次に、一段下の「学校防災対策事業」でございますが、体育館等を活用した非常時の生活体験等、防災教育の充実を図るとともに、児童生徒を一時保護するための備蓄物資を整備いたしまして、予算現額は 2,938 万 3,000 円、支出済額は 2,295 万 2,528 円でございます、不用額は 643 万 472 円となっております。

次に、一番下の段、8 項 1 目 義務教育施設整備費の「校舎建築事業」でございますが、予算現額は 102 億 4,619 万 1,000 円、支出済額は 94 億 9,576 万 5,619 円で、不用額は 7 億 5,042 万 5,381 円となっております。主な内容といたしましては、新川崎地区及び小杉駅周辺地区における小学校の新設に向けた基本計画を策定したほか、大谷戸小学校等の改築、旭町小学校等の大規模改修、子母口小学校と東橋中学校の合築、ページをおめぐりいただきまして、児童生徒の急増に対応するための、はるひ野小学校等の増築ございまして、学校施設の計画的な整備を行っております。

次に、13 ページ中段の「義務教育施設整備事業」でございますが、予算現額は 57 億 1,232 万 7,000 円、支出済額は 33 億 8,917 万 5,261 円、翌年度繰越額が 19 億 888 万 7 千円で、不用額は 4 億 1,426 万 4,739 円でございます。主な内容といたしましては、学校トイレの快適化、窓ガラスのアルミサッシ化や飛散防止フィルムの貼付、エレベータの整備など、安全で快適な学校施設整備を計画的に進めております。

また、既存学校施設再生整備事業として、改修により、教育環境の質的改善を図りながら長寿命化や環境対策を実現するため、モデル実施として西丸子小学校及び久末小学校において、改修工事を実施するとともに、学校施設の長寿命化を図るため、学校施設長期保全計画を策定したところでございます。

15 ページをお開き願います。

一段目の 2 目 高等学校施設整備費の「校舎建築（改築）事業」でございますが、川崎高校を改築し、中高一貫教育校及び二部制定時制課程を有する学校への再編整備に向け、新校舎の整備工事等を行いまして、予算現額は 53 億 4,861 万 5,000 円、支出済額は 2 億 8,272 万 6,684 円、翌年度繰越額が 50 億 6,231 万 4,000 円で、不用額は 357 万 4,316 円となっております。

最後に、続く 3 目 特別支援学校施設整備費の「特別支援学校施設整備事業」でございますが、田島養護学校の再編整備に向けた改築工事等を実施いたしまして、予算現額 28 億 8,908 万 4 千円、支出済額 27 億 2,954 万 2,975 円で、不用額は 1 億 5,954 万 1,025 円となっております。

以上、歳出決算につきまして、ご説明申し上げましたが、資料の 1 ページには、教育費全体の概要を説明してございますので、後ほど、ご参照いただければと存じます。

以上で、報告事項の「平成 25 年度一般会計教育費の歳入歳出決算」につきまして、説明を終わらせていただきます。

【峪委員長】

ありがとうございました。何か質問等ございますか。

【高橋委員】

これの成果の説明書って、成果があったものは成果があったからもっと成果を出したいみたいな書けないんですか。これってこういう成果がありましたと、その次に繋がるようにという説明になるものなんですか。

【庶務課長】

決算書なのでまずは成果がありまして、このスタイルについては各局統一した形式になってございますので、その成果に基づいてさらにこうしていきたいという思いは重々あるんですけど、こういう形式で報告させていただいております。

【高橋委員】

そこに繋がってくるというかなと思って、なかなか、教育ってすごくわかりにくいので、後から見えるというか。特に人の部分、先生たちに係わる人の部分が結構成果が出ているけど、これともうひとつ並んで説明できることがあると、これはこれってなっているわけですね。

【庶務課長】

そうですね。

【高橋委員】

そうですね。では知恵を絞っていくということで。わかりました。

【峪委員長】

それでは承認したいと思えますけど、よろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

報告事項 No. 10 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況について

【峪委員長】

生涯学習推進課長 お願いいたします。

【生涯学習推進課長】

報告事項 No. 10 公益財団法人 川崎市生涯学習財団の経営状況につきまして、ご報告申し上げます。

はじめに、生涯学習財団の概要について、お手元の冊子「2014 年度要覧」を使ってご説明させていただき、その後、経営状況の説明をさせていただきます。

「要覧」をお開きいただき、1 ページをご覧ください。

下の方に記載してございますが、川崎市生涯学習財団は、平成 2 年に「財団法人 川崎市生涯学習振興事業団」として設立されました。その後、平成 17 年に「川崎市博物館振興財団」と統合して「川崎市生涯学習財団」に名称を変更し、さらに、一昨年 4 月には、公益法人制度改革に伴い、「財団法人」から「公益財団法人」に移行いたしました。

2 ページにまいりまして、1 行目、川崎市生涯学習財団の「目的」でございますが、定款の第 3 条で、「川崎市における豊かな生涯学習社会の実現を図るため、教育、学術及び文化等に関する各種の事業を行うとともに、市民に自主的な活動及び交流の場を提供し、活力に満ちた市民自治社会の構築に寄与することを目的」としております。

次に、事業の概要をご説明いたします。12 ページをお開きください。

「Ⅰ 事業の目的」、「Ⅱ 事業の基本的な考え方」に続いて、ページ下段から、具体的な事業の記載となっております。

「Ⅲ 公益目的事業」からご説明いたします。平成 24 年度からの公益法人化に伴いまして、財団が実施する事業は大別して「公益目的事業」と「収益事業」の 2 つに分けられております。

「1 生涯学習に関する学習機会及び情報の提供並びに活動支援事業」については、市からの補助金により実施される事業でございます。

「(1) 生涯学習に関する学習機会提供事業」といたしまして、「①かわさき市民アカデミ

一協働事業」、13 ページにまいりまして、「②ふれあいサマーキャンプ」「③キッズセミナー」「④子ども陶芸教室」「⑤生涯学習プラザの施設提供」を行っております。

次に、14 ページにまいりまして、「(2) 生涯学習に関する活動支援事業」でございますが、「① シニア活動支援事業」として、「ア 生涯学習ボランティアの養成・派遣」、「イ 地域協働講座の実施」等を行っております。

次に、15 ページ上段にまいりまして、「(3) 生涯学習に関する情報収集、情報提供及び調査研究事業」については、「①生涯学習情報の収集並びに学習相談」、「②ホームページ及び生涯学習情報誌による情報発信」として、ホームページからの発信、情報誌の発行を行っております。「ステージアップ」「K S J」とともに発行部数は前年と変わりませんが、配布先を増やしており、昨年 11 月からは、新たにメールマガジンの配信も始まりました。

続きまして、公益目的事業の「2 生涯学習関連施設管理運営事業」でございますが、青少年の家、子ども夢パーク、大山街道ふるさと館の指定管理を NPO 法人と共同で受託しております。各施設で実施しております事業につきましては、16 ページから、31 ページまでに記載してありますので、後ほど御参照ください。

続きまして、31 ページをご覧ください。公益目的事業の「3 生涯学習活動及び情報に関する運営管理受託事業」でございます。

「(1) 市民ミュージアムの学芸業務」をはじめ、33 ページの「(2) 青少年創作教室」、「(3) ふれあいネット『生涯学習情報』の管理」を市から受託実施しております。

以上が「公益目的事業」となります。

次に、34 ページにまいりまして、「IV 収益事業」につきましては、財団が独自に自主財源を確保し、実施する事業でございます。「1 生涯学習に関する多彩な体験講座事業」として、「(1) スポーツ教室」、「(2) 文化教室」、「(3) 陶芸教室」を実施するとともに、35 ページにまいりまして、「2 生涯学習関連施設 職員研修事業」として、「こども文化センター等職員研修業務」を受託実施しております。

それでは、報告事項 No. 10 の資料に戻りまして、川崎市生涯学習財団の経営状況をご報告申し上げます。

「I 法人の概要」につきましてはお読みとりいただき、2 ページをご覧ください。「II 平成 25 年度の決算に関する書類」でございます。

「1 事業の実績報告」といたしまして、平成 25 年度に実施いたしました各事業と参加者数等の実績を記載してございます。

次に、3 ページの中段からご覧ください。「2 貸借対照表」でございます。左から、「科目」「当年度」「前年度」「増減」となっておりまして、「当年度」は平成 25 年度の決算額、「前年度」は平成 24 年度の決算額でございます。

はじめに「I 資産の部」でございますが、「1 流動資産」と、「2 固定資産」を合わせた 25 年度の「資産合計」は、4 ページ上から 9 行目、4 億 8,862 万 4,377 円でございます。

次に「II 負債の部」でございますが、「1 流動負債」と「2 固定負債」を合わせた 25

年度の「負債合計」は、1億3,854万3,744円でございます。

次に、「Ⅲ 正味財産の部」でございますが、資産合計から負債合計を差し引きました25年度の「正味財産合計」は、表の下から2行目でございますとおり、3億5,008万633円でございます。

4ページ下段からは、「3 貸借対照表内訳表」となっております。先ほどの内訳を、「公益目的事業会計」、「収益事業等会計」と、管理運営に係る「法人会計」とに分けて記載したものでございます。

次に、5ページの下段から、「4 正味財産増減計算書」でございます。

「I 一般正味財産増減の部」ですが、まず「1 経常増減の部」につきましては、6ページ中段の「経常収益計」5億6,297万7,802円に対しまして、7ページ中段から少し下にあります「経常費用計」が5億7,147万5,512円となっており、次の行の「当期経常増減額」は849万7,710円のマイナスとなっております。これは主に、4階大会議室の机・椅子等の総入れ替えと、老朽化した自動ドアの修繕等を行なったことによるものです。

「2 経常外増減の部」につきましては、「経常外費用」は0円でしたので、「当期一般正味財産増減額」につきましては、マイナス849万7,710円となります。

下から2行目、「一般正味財産期首残高」が1億5,857万8,343円でしたので、「一般正味財産期末残高」は、1億5,008万633円でございます。

8ページにまいりまして、「指定正味財産期末残高」が2億円でございますので、「Ⅲ 正味財産期末残高」は、3億5,008万633円でございます。

次に、「5 正味財産増減計算書内訳表」でございます。こちらにつきましても、「貸借対照表」の内訳表と同様、「公益目的事業会計」「収益事業等会計」「法人会計」に分けて内訳を記載したもので、10ページまで記載してあります。

10ページ中段から13ページの1行目までにつきましては、「6 財務諸表に対する注記」となっております。

13ページ上段からは、「7 財産目録」を掲載しておりますので、後ほどご参照ください。

次に、15ページをお開きください。「Ⅲ 平成26年度の事業計画に関する書類」についてご説明申し上げます。

「1 事業計画の概要」といたしまして、事業を推進する上での3つの基本的な考え方と、1行あけて11行目からは具体的な事業内容を記載してございます。こちらについては、先ほど「要覧」でご説明した内容をコンパクトにまとめたものとなっております。

次に、平成26年度の予算につきまして、16ページの「2 予算書」をご覧ください。正味財産増減計算方式となっております。また、決算に関する資料は円単位での表記でございましたが、予算に関する資料は千円単位での表記となっております。

左から「科目」「予算額」「前年度予算額」「増減」「備考」となっておりますが、1番左の「科目」と「予算額(A)」の欄をご覧ください。

はじめに、「I 一般正味財産増減の部」「1 経常増減の部」でございますが、「(1) 経常

収益」は、「ア 基本財産運用益」から「ク 雑収益」までで構成されており、中段にございます「経常収益計」の予算額は 5 億 6,856 万 6,000 円となっております。

次に、その下の「(2) 経常費用」でございますが、「ア 事業費」と、17 ページ中ほどの「イ 管理費」の合計額は、下から 4 行目の「経常費用計」でございますして、5 億 7,311 万 4,000 円の予算額となっており、当期の経常増減額は、次の行にありますように、マイナス 454 万 8,000 円を見込んでおります。

「一般正味財産期首残高」が 1 億 5,562 万 7,000 円でございますので、18 ページ 1 行目にまいりまして、「一般正味財産期末残高」は 1 億 5,107 万 9,000 円を見込んでおります。

「Ⅱ 指定正味財産増減の部」の「指定正味財産期末残高」は 2 億円でございますので、「Ⅲ 正味財産期末残高」は 3 億 5,107 万 9,000 円でございます。

18 ページ上段からは、只今ご説明申し上げました予算の「内訳表」でございます。

左から「公益目的事業会計」「収益事業等会計」「法人会計」と、それぞれ分けて各経費を記載してございます。全体予算の 50%以上が公益目的事業会計に充てられていることが、公益財団法人としての条件となっております。

以上で、報告事項 No. 10 公益財団法人川崎市生涯学習財団の経営状況につきまして、ご報告を終わらせていただきます。

【峪委員長】

はい、ありがとうございます。特にご意見がなければ承認ということでもよろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認いたします。

報告事項 No. 11 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告について

【峪委員長】

教育環境整備推進室担当課長 お願いいたします。

【教育環境整備推進室担当課長】

それでは、報告事項 No. 8 地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の報告についてご説明申し上げます。

本件は「川崎高等学校及び附属中学校等新築工事」及び「川崎高等学校及び附属中学校等新築電気設備工事」の変更契約についてでございます。

まず「川崎高等学校及び附属中学校等新築工事」についてでございますが、工事名は「川崎高等学校及び附属中学校等新築工事」で、契約の相手方は、鹿島・鉄建・北島・谷津共同企業体でございます。

変更事項といたしましては、契約金額の変更でございます。変更前契約金額は 65 億 4,300 万 4,380 円、変更後契約金額は 66 億 6,601 万 4,220 円で、1 億 2,300 万 9,840 円の増額でございます。

また、専決処分日については平成 26 年 7 月 29 日でございます。

変更理由でございますが、賃金又は物価の変動に基づき、川崎市工事請負契約約款第 2 6 条第 6 項から第 8 項の規定により、工事請負金額の増額変更を行うものでございます。

次に 1 枚おめくりください。「川崎高等学校及び附属中学校等新築電気設備工事」についてでございますが、工事名は「川崎高等学校及び附属中学校等新築電気設備工事」で、契約の相手方は、京急・光陽・寿共同企業体でございます。

変更事項といたしましては、契約金額の変更でございます。変更前契約金額は 9 億 8,634 万 9,090 円、変更後契約金額は 10 億 767 万 1,530 円で、2,132 万 2,440 円の増額でございます。

また、専決処分日については平成 26 年 7 月 29 日でございます。

変更理由でございますが、賃金又は物価の変動に基づき、川崎市工事請負契約約款第 2 6 条第 6 項から第 8 項の規定により、工事請負金額の増額変更を行うものでございます。

また、本件の契約変更につきましては、変更金額が契約金額の 1 割以下かつ 6 億円未満であることから、地方自治法第 1 8 0 条第 1 項の規定によりまして、市長の専決処分としたものでございます。

資料を 1 枚おめくりいただき、「変更契約の経過」をご覧ください。

「川崎高等学校及び附属中学校等新築工事」の契約変更につきましては、既に 3 回行っており、今回で 4 回目の変更契約となります。1 回目の変更契約の理由は、地盤改良工事及び地中障害物撤去作業による増額変更、2 回目の変更契約の理由は、工期延長及び工法変更等による増額変更、3 回目の変更契約の理由は、賃金又は物価の変動に基づく、川崎市工事請負契約約款第 2 6 条第 1 項から第 3 項及び第 8 項の規定による増額変更でございました。

また「川崎高等学校及び附属中学校等新築電気設備工事」の契約変更につきましては、既に 2 回行っており、今回で 3 回目の変更契約となります。1 回目の変更契約の理由は、工期延長及び工法変更等による増額変更、2 回目の変更契約の理由は、賃金又は物価の変動に基づく、川崎市工事請負契約約款第 2 6 条第 1 項から第 3 項及び第 8 項の規定による増額変更でございました。

参考資料といたしまして、川崎市工事請負契約約款の抜粋を添付しておりますので御参照ください。

以上で、工事の変更契約についての説明を終わらせていただきます。

【峪委員長】

特にご意見がなければ承認とさせていただきます。よろしいでしょうか。

【各委員】

<承認>

【峪委員長】

それでは承認といたします。

1 1 閉会宣言

【峪委員長】

本日の会議はこれもちまして終了いたします。